

固定資産をお持ちの方へ

# 空き家を取り壊した後の土地の税金を減免します

住宅を除却すると地方税法の特例が適用されなくなり税額が高くなります。このことが、住宅を除却せず空き家が放置される要因となっています。王寺町では、空き家を解消し流通を促進するため、空き家を解体・撤去した跡地の**固定資産税・都市計画税を最大3年間減免**します。

## 01 対象空き家の要件

- 平成12年5月31日以前に建築確認を受けて建築された住宅で、空家等対策の推進に関する特別措置法の規定による勧告を受けていないこと
- おおむね2か月以上の間、空き家になっていること
- 令和8年1月2日から令和11年1月1日までに除却を完了すること

## 02 対象者の要件

- 対象となる土地の所有者または相続人であること
- 除却する空き家と減免対象となる土地の所有者が同じ(相続人を含む)であること
- 町税等を滞納していないこと

## 03 減免額

除却後の土地の税額と住宅用地特例があるとみなして算出した土地の税額との差額

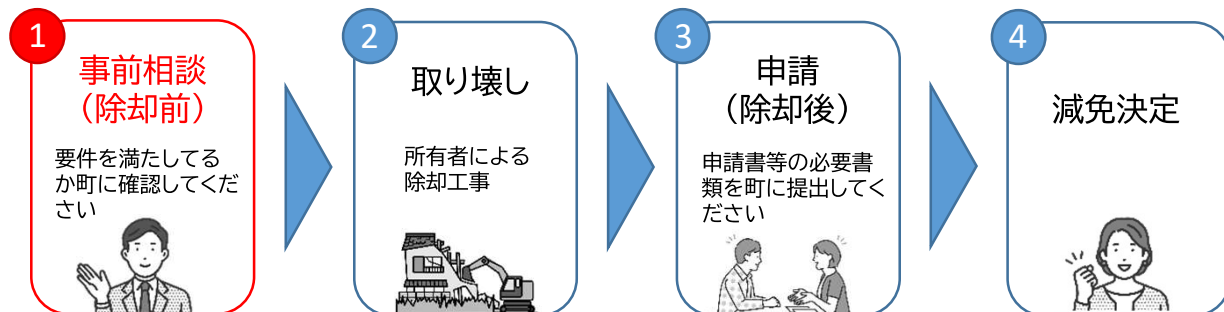
## 04 減免期間

空き家を除却した年の翌年度から3年間

※ただし、減免期間中に次のいずれかに該当した場合は、減免を終了します。

- 跡地に新たに建物を建てた場合
- 跡地を営利目的に使用している場合
- 跡地に雑草や樹木が繁茂するなど適切に管理されていない場合
- 除却後に所有者が変わった場合(相続による変更は除く)

## 05 申請の流れ



**取り壊し(除却)前に事前相談がない場合は減免できませんのでご注意ください**

【お問い合わせ先】 王寺町役場 総務部 税務課 課税係  
TEL:0745-73-2001(代) Mail:zeimu-k@town.oji.nara.jp  
※このお知らせは王寺町内に固定資産を所有されている方全員に同封しています。

# 王寺町の空き家に関する各種制度のご案内

## 01 空き家バンク

▼町公式サイト  
(空き家・空き地バンク)

空き家等の所有者等に「全国版空き家・空き地バンク」への登録を推奨しています。王寺町内に空き家等を所有等されていて、「売りたい」「貸したい」という方は、ぜひ、まちづくり推進課までご連絡ください。



空き家等の所有者等

空き家バンク(王寺町)

移住・定住希望者



## 02 老朽空き家除却補助金制度

▼町公式サイト  
(老朽空き家除却補助金)

耐震性が不足している町内の老朽空き家の除却を推進し、住民の安全で安心な居住環境の形成を図るため、老朽空き家の除却工事を行う所有者等に対し、除却工事費用の一部を補助します。



### <補助対象となる建物>

昭和56年5月31日以前に着工された町内の木造住宅であること

### <補助金額>

除却工事に要する費用の2分の1以内で上限30万円

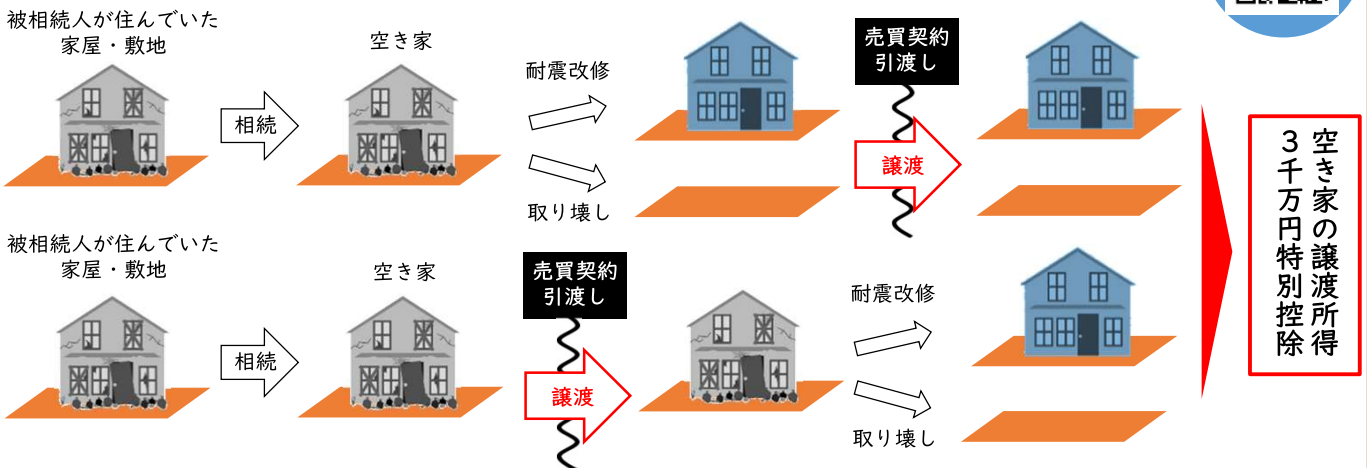
## 03 空き家の発生を抑制するための特例措置(空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除)

被相続人の居住の用に供していた家屋及びその敷地等を相続した相続人が、相続開始の日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに、一定の要件を満たして当該家屋又は土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から3,000万円を特別控除します。

▼国土交通省ホームページ  
(3,000万円特別控除)



### <措置のイメージ>



【お問い合わせ先】王寺町役場 未来都市創造部 まちづくり推進課

TEL:0745-73-2001 FAX:0745-32-6447 Mail:sumai@town.oji.nara.jp